

平成30年度輸出関係事業説明会

質疑応答

| 質問 | 回答 |
|--|--|
| <p>申込期限の関係から交付決定前に出展料の支払いを行っていた場合、補助の対象となりますか？</p> | <p>交付決定前の支払いについては対象とはなりません。ただし、交付決定後に他の費用（旅費、装飾費等）の支払いがある場合、それらについては対象とすることが可能です。</p> |
| <p>補助対象経費の項にある、「ラベル作成費」には印刷代も含まれますか？</p> | <p>含まれます。</p> |
| <p>「認証等取得費」とはどのような費用に対する補助ですか？</p> | <p>各種認証を取得する際の申請に係る費用で、申請を行う際のコンサル料も対象となります。</p> |
| <p>市町村等の補助金と重複は可能ですか？</p> | <p>同一経費の場合は不可（例：旅費に対して県と市町村両方からの補助）ですが、異なる経費の場合は対象とすることは可能（例：旅費を市町村の補助、出展料を県の補助）です。</p> |
| <p>一度事業申請を行った後に、年度の途中で輸出グループの構成員を追加することは可能ですか？</p> | <p>可能です。 その場合はグループで変更申請を提出していただき、新たに追加となった企業に必要な書類（県税の納入状況、決算書等）を提出していただきます。 また、脱退の場合は、採択要件を満たさなくなる場合（例：リーディング企業の脱退）もあり得ますので、その場合は申請の取下げも含めて協議いたします。</p> |
| <p>予定していた補助申請額が20%以上増減した場合にどうなりますか？</p> | <p>変更交付申請書を提出していただき、内容に問題がなければ変更交付決定を受けることが可能です。ただし、事業費が予定より低くなることで、交付決定額も減額となる可能性があります。</p> |
| <p>前年度は補助率を下げた申請事業者に満遍なく補助が行き渡るように交付決定が行われていましたが、審査方式に変更したのはなぜですか？</p> | <p>広く薄くとなると、本来支援が必要とされる緊急性・新規性の高い申請者に十分な補助ができないこととなります。そのため、今年度は予め審査項目を公開し、計画熟度の高いものを採択することとしました。</p> |
| <p>宿泊費代について、商社等の他の事業者と相部屋であった場合、補助の対象となりますか？</p> | <p>人数割りで一人当たりの費用を算出していただければ対象となります。ただし、宿泊人数等の明記された領収書等が必要となります。</p> |
| <p>宿泊代は地域毎に上限額がありますが、宿泊代と航空券代等と一緒にしているパック旅行についてはどのように判断しますか？</p> | <p>宿泊代はその単価が明確であるものについてのみ確認するので、パック旅行については上限額の適用はありません。</p> |